

新	旧	備考
<p>貿易一般保険包括保険（鋼材） 手続細則</p> <p>平成13年4月1日 01 - 制度 - 00023                      沿革（略）  <u>平成28年10月24日 一部改正</u></p> <p>貿易一般保険包括保険（鋼材） 特約書の対象となる契約（以下「対象契約」という。）に係る申込みその他保険契約に関する手続については、次に定めるところによる。</p>	<p>貿易一般保険包括保険（鋼材） 手続細則</p> <p>平成13年4月1日 01 - 制度 - 00023                      沿革（略）</p> <p>貿易一般保険包括保険（鋼材） 特約書の対象となる契約（以下「対象契約」という。）に係る申込みその他保険契約に関する手続については、次に定めるところによる。</p>	
<p>第1条（略）</p>	<p>第1条（略）</p>	
<p>(申込み)</p> <p>第2条 貿易一般保険包括保険（鋼材） 特約書（以下「特約書という。」）に基づき包括契約を締結した者（以下「保険契約者」という。）は、原則として、特約書に定められた期間ごとにかつ保険対象となるべき対象契約が締結された日の属する月の翌月の末日までに別紙様式第1-1による貿易一般保険包括保険（鋼材） 申込書（以下「申込書」という。）に対象契約の内容を添付し、日本貿易保険の本店に提出（提出部数については、別表1に掲げるとおりとする。以下同じ。）するものとする。</p> <p>2～3（略）</p>	<p>(申込み)</p> <p>第2条 貿易一般保険包括保険（鋼材） 特約書（以下「特約書という。」）に基づき包括契約を締結した者（以下「保険契約者」という。）は、原則として、特約書に定められた期間ごとにかつ保険対象となるべき対象契約が締結された日の属する月の翌月の末日までに別紙様式第1-1による貿易一般保険包括保険（鋼材） 申込書（以下「申込書」という。）に対象契約の内容を収録したフロッピーディスク（以下「F/D」という。）を添付し、日本貿易保険の本店に提出（提出部数については、別表1に掲げるとおりとする。以下同じ。）するものとする。</p> <p>2～3（略）</p>	
<p>(対象契約の内容変更等の通知)</p> <p>第3条 保険契約者は、被保険者が約款第22条第1項又は特約書第6条第1項の規定に基づき対象契約に内容変更等（別表2に掲げる「対象契約の重大な内容変更等」を含む。以下同じ。）を行ったことを通知するとき又は保険責任期間を延長しようとするときは、約款第22条第1項又は特約書第6条第1項に定める期限までに、申込書に当該変更の内容を添付し、本店に提出するものとする。ただし、前条第2項の規定に基づき申込みをしている場合又は約款第22条第3項の規定に基づく承認を得た上で通知する場合にあっては、別紙様式第1-3による貿易一般保険包括保険（鋼材） 変更通知書に当該変更の内容を証する書類の写し及び当該変更に係る内容変更承認申請回答書の写し（事</p>	<p>(対象契約の内容変更等の通知)</p> <p>第3条 保険契約者は、被保険者が約款第22条第1項又は特約書第6条第1項の規定に基づき対象契約に内容変更等（別表2に掲げる「対象契約の重大な内容変更等」を含む。以下同じ。）を行ったことを通知するとき又は保険責任期間を延長しようとするときは、約款第22条第1項又は特約書第6条第1項に定める期限までに、申込書に当該変更の内容を収録したF/Dを添付し、本店に提出するものとする。ただし、前条第2項の規定に基づき申込みをしている場合又は約款第22条第3項の規定に基づく承認を得た上で通知する場合にあっては、別紙様式第1-3による貿易一般保険包括保険（鋼材） 変更通知書に当該変更の内容を証する書類の写し及び当該変更に係る内容変更承認申請回答書</p>	

新	旧	備考
<p>前に日本貿易保険の承認を得た場合に限る。) を添付し、本店に提出するものとする。 2 (略)</p>	<p>の写し(事前に日本貿易保険の承認を得た場合に限る。) を添付し、本店に提出するものとする。 2 (略)</p>	
<p>(照合台帳の点検) 第4条 保険契約者及び被保険者は、本店から照合台帳の送付を受けたときは、直ちにその内容を点検するものとする。 2 前項の点検により申込みを修正しようとするときは、当該申込みに関する照合台帳を受理した日から起算して10日以内に申込書にその内容を添付し、本店に提出するものとする。</p>	<p>(照合台帳の点検) 第4条 保険契約者及び被保険者は、本店から照合台帳の送付を受けたときは、直ちにその内容を点検するものとする。 2 前項の点検により申込みを修正しようとするときは、当該申込みに関する照合台帳を受理した日から起算して10日以内に申込書にその内容を<u>収録したF/D</u>を添付し、本店に提出するものとする。</p>	
<p>第5条～第6条 (略)</p>	<p>第5条～第6条 (略)</p>	
<p>(保険契約の訂正等) 第7条 保険契約者は、申込書の記載事項の誤記を訂正しようとするときは、内容変更等通知期限までに、別紙様式第2-1による貿易一般保険包括保険(鋼材)訂正承認申請書に<u>当該訂正の必要性を証明する書類</u>を添付し、本店に提出するものとする。ただし、第2条第2項の規定に基づき<u>申込み</u>をしている場合にあっては、別紙様式第2-2による貿易一般保険包括保険(鋼材)一般案件訂正承認申請書に当該訂正の必要性を証明する書類を添付し、本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該訂正に関する追加の書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく当該追加書類を提出するものとする。</p>	<p>(保険契約の訂正等) 第7条 保険契約者は、申込書の記載事項の誤記を訂正しようとするときは、内容変更等通知期限までに、別紙様式第2-1による貿易一般保険包括保険(鋼材)訂正承認申請書<u>及び当該訂正の必要性を証明する書類にその内容を収録したF/D</u>を添付し、本店に提出するものとする。ただし、第2条第2項の規定に基づき<u>申込</u>をしている場合にあっては、別紙様式第2-2による貿易一般保険包括保険(鋼材)一般案件訂正承認申請書に当該訂正の必要性を証明する書類を添付し、本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該訂正に関する追加の書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく当該追加書類を提出するものとする。</p>	
<p>第8条～第24条 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この改正は、平成28年11月1日から実施する。</u></p>	<p>第8条～第24条 (略)</p>	
<p>別表1</p>	<p>別表1</p>	

新			旧			備考
提出先は、本店とする。			提出先は、本店とする。			
様式番号	提出書類	提出部数	様式番号	提出書類	提出部数	
1 - 1	貿易一般保険包括保険（鋼材） 申込書	1 (1)	1 - 1	貿易一般保険包括保険（鋼材） 申込書	1 (1)	
1 - 2	貿易一般保険包括保険（鋼材） 一般案件 申込書	1 (1)	1 - 2	貿易一般保険包括保険（鋼材） 一般案件 申込書	1 (1)	
1 - 3	貿易一般保険包括保険（鋼材） 変更通知 書・変更承認申請書	1 (1)	1 - 3	貿易一般保険包括保険（鋼材） 変更通知 書・変更承認申請書	1 (1)	
2 - 1	貿易一般保険包括保険（鋼材） 訂正承認 申請書	1 (1)	2 - 1	貿易一般保険包括保険（鋼材） 訂正承認 申請書	1 (1)	
2 - 2	貿易一般保険包括保険（鋼材） 一般案件 訂正承認申請書	1 (1)	2 - 2	貿易一般保険包括保険（鋼材） 一般案件 訂正承認申請書	1 (1)	
3 - 1	貿易一般保険保険目的等譲渡承認申請書	1 (1)	3 - 1	貿易一般保険保険目的等譲渡承認申請書	1 (1)	
3 - 2	貿易一般保険保険目的等譲渡終了通知書	1 (1)	3 - 2	貿易一般保険保険目的等譲渡終了通知書	1 (1)	
4	貿易一般保険質権等設定承諾申請書	1 (1)	4	貿易一般保険質権等設定承諾申請書	1 (1)	
5	貿易一般保険質権等設定解除等通知書	1 (1)	5	貿易一般保険質権等設定解除等通知書	1 (1)	
6 - 1	貿易一般保険（船積前） 損失発生通知書	1 (1)	6 - 1	貿易一般保険（船積前） 損失発生通知書	1 (1)	
6 - 2	貿易一般保険（船積後） 損失等発生通知 書	1 (1)	6 - 2	貿易一般保険（船積後） 損失等発生通知 書	1 (1)	
6 - 3	貿易一般保険（増加費用） 損失発生通知 書	1 (1)	6 - 3	貿易一般保険（増加費用） 損失発生通知 書	1 (1)	
7 - 1	貿易一般保険（船積前） 入金通知書	1 (1)	7 - 1	貿易一般保険（船積前） 入金通知書	1 (1)	
7 - 2	貿易一般保険（船積後） 入金通知書	1 (1)	7 - 2	貿易一般保険（船積後） 入金通知書	1 (1)	
8	貿易一般保険保険金受取人指定等通知書	1 (1)	8	貿易一般保険保険金受取人指定等通知書	1 (1)	
9	貿易一般保険における保険金請求期間の 猶予期間設定申請書	1 (1)	9	貿易一般保険における保険金請求期間の 猶予期間設定申請書	1 (1)	
10 - 1	貿易一般保険（船積前） 保険金請求書	1 (1)	10 - 1	貿易一般保険（船積前） 保険金請求書	1 (1)	
10 - 2	貿易一般保険（船積後） 保険金請求書	1 (1)	10 - 2	貿易一般保険（船積後） 保険金請求書	1 (1)	
10 - 3	貿易一般保険（増加費用） 保険金請求書	1 (1)	10 - 3	貿易一般保険（増加費用） 保険金請求書	1 (1)	
11	貿易一般保険保険金請求経緯書	1 (1)	11	貿易一般保険保険金請求経緯書	1 (1)	
12	貿易一般保険時効中断承認申請書	1	12	貿易一般保険時効中断承認申請書	1	
13	貿易一般保険損失発生確認申請書	1 (1)	13	貿易一般保険損失発生確認申請書	1 (1)	
14	貿易一般保険回収協力義務履行状況報告 書	1 (1)	14	貿易一般保険回収協力義務履行状況報告 書	1 (1)	
15	貿易一般保険回収金通知書	1 (1)	15	貿易一般保険回収金通知書	1 (1)	

新			旧			備考
16	貿易一般保険回収費用負担申請書	1 (1)	16	貿易一般保険回収費用負担請求書	1 (1)	
17 - 1	貿易一般保険権利行使等委任状	1 (1)	17 - 1	貿易一般保険権利行使等委任状	1 (1)	
17 - 2	貿易一般保険権利行使等委任状（保険金請求前）	1 (1)	17 - 2	貿易一般保険権利行使等委任状（保険金請求前）	1 (1)	
18	貿易一般保険回収納付金返還請求書	1 (1)	18	貿易一般保険回収納付金返還請求書	1 (1)	
<p>その他、日本貿易保険が提出を指示した資料及び部数による。 注：提出部数欄の（ ）内は、添付資料の数 提出書類及び添付資料の用紙は、原則として、A4規格のものとする。</p>			<p>その他、日本貿易保険が提出を指示した資料及び部数による。 注：提出部数欄の（ ）内は、添付資料の数 提出書類及び添付資料の用紙は、原則として、A4規格のものとする。</p>			
別表2 (略)			別表2 (略)			
別表3 (第14条第1項第1号関係)			別表3 (第14条第1項第1号関係)			
約款第3条第1号のてん補危険の場合の提出書類			約款第3条第1号のてん補危険の場合の提出書類			
提出書類		備考	提出書類		備考	
1. 保険金請求書		別紙様式による保険金請求書、証券番号・事故発生日・事故確定日毎に作成	1. 保険金請求書		証券番号・決済期限毎に作成	
2. 保険金請求経緯書		別紙様式による保険金請求経緯書	2. 保険金請求経緯書		別紙様式第11による保険金請求経緯書	
3. 損失額を確認できる書類		(1) 損失額の算出根拠等 ① 供給契約を証する書類 ② 既支出費用を証する書類（製造原価計算書、ライセンス契約料等） (2) 貨物の処分・保全に要した費用等 ① 貨物の処分を証する書類（廃棄証明書等） ② 貨物の処分のために要した費用を証する書類 ③ 貨物を船積国以外の国に転売した場合は以下の書類 (イ) 当該貨物の船積を証する書類（船荷証券、インボイス） (ロ) 転売に係る契約書等	3. 過去の取引状況確認書		保険金請求に係る船積予定日前6月間に決済期限が到来した取引がある場合は、決済金額、支払日、支払金額、船積日を含む一覧表（様式任意）	
			4. 損失額計算の基礎となる証拠書類の写し		(1) 損失額の算出根拠等 ①供給契約を証する書類 ②既支出費用を証する書類（製造原価計算書、ライセンス契約料等） (2) 貨物の処分・保全に要した費用等 ①貨物の処分を証する書類（廃棄証明書等） ②貨物の処分のために要した費用を証する書類 ③貨物を船積国以外の国に転売した場合は以下の書類	

新		旧		備考
	<p>(ハ) 倉庫保管料、運送費用又は加工等を行った場合は当該加工費用等</p> <p>④ 在庫証明書、入出庫証明書</p> <p>(3) 保険金請求までに入金がなされている場合は、入金を確認できる書類（銀行が発行する入金の確認可能な書類等）</p>		<p>(イ) 当該貨物の船積を証する書類（船荷証券、インボイス）</p> <p>(ロ) 転売に係る契約書等</p> <p>(ハ) 倉庫保管料、運送費用又は加工等を行った場合には当該加工費用等</p> <p>④在庫証明書、入出庫証明書</p>	
4. 保険事故を確認できる書類	<p>(1) 約款第4条第1号、第2号、第4号、第5号、第6号、第7号又は第10号に該当する事由による保険事故については、当該規制及び措置に関する法令等当該事実を証する書類</p> <p>(2) 約款第4条第3号に該当する事由のうち、支払国に起因する外貨送金遅延による保険事故については、対象契約の相手方が外貨送金に必要な手続を実施していることを証する書類（ローカル・デポジットの証明書の写し、外貨割当申請書の写し等）</p> <p>(3) 約款第4条第8号に該当する事由による保険事故については、その事実を報道した新聞記事の写し等当該事実を証する書類</p> <p>(4) 約款第4条第9号に該当する事由による保険事故については、本邦外において生じた事由につき、その内容を証する書類</p>	5. 請求までに入金がない場合、入金を確認できる書類	銀行が発行する入金の確認可能な書類等	
		6. 保険事故の内容を証する書類	<p>(1) 非常危険の場合、該当する事故事由を証する書類（災害発生に関する情報、規制及び措置に関する法令等）</p> <p>(2) 信用危険の場合、以下の書類</p> <p>①破産手続開始の決定については、現地裁判所の公告、破産管財人の決定等、手続きの開始を証明する書類の写し</p> <p>②契約キャンセルの場合、キャンセルレター等</p>	
		7. 対象契約書等の写し	<p>(1) SALES NOTE、SALES CONTRACT、ACCEPTANCE ORDER、PURCHASE ORDER、PROFORMA INVOICE等の対象契約の承諾・成立を確認できる書類の写し（契約当事者双方のサインを確認できるもの）</p> <p>(2) 個別契約の他に別途基本契約等がある場合には、当該契約書の写し</p> <p>(3) 保険契約締結後に対象契約の内容変更が行われた場合は、変更後の契約書の写し</p>	
5. 対象契約の成立及び内容を確認できる書類	<p>(1) 対象契約書、発注書等の書類の写し（契約当事者双方のサインを確認できるもの）</p> <p>(2) 個別契約の他に別途基本契約等がある場合は、当該契約書の写し</p> <p>(3) 対象契約の変更が行われた場合は、変更後の契約書の写し</p>		8. 損失防止軽減義務の履行を確認できる書類	<p>以下に掲げる、主な損失防止軽減措置を実施したことを証する書類（写し）</p> <p>①対象契約の相手方に対し損害賠償請求権を行使可能な場合には権利行使し、督促を行</p>
6. 損失防止軽減義務の履行を確認できる書類	以下に掲げる主な損失防止軽減措置を実施したことを証する書類			

新		旧		備考
る書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 対象契約の相手方に対し損害賠償請求権を行使可能な場合には権利行使し、督促を行ったことを証する書類</li> <li>② 対象契約の相手方について破産手続、会社更生手続、民事再生手続、特別清算手続又は当該国その他の外国の法令に基づく制度上これらに準ずる手続が開始された場合は、債権届出を証する書類及び（もしあれば）届出債権の認否を確認できる書類</li> <li>③ 転売を図り損失を軽減させたことを証する書類</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>ったことを証する書類</li> <li>②対象契約の相手方が、破産または会社更生等の法的手続きに移行した場合には、債権登録等現地法に定められた必要な手続を行ったことを確認できる書類</li> <li>③転売を図り損失を軽減させたことを証する書類</li> </ul>	
7. 保険証券又は保険契約台帳	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 質権者又は譲渡担保権者が請求する場合は、保険証券又は保険契約台帳の原本</li> <li>(2) 上記(1)において契約変更や保険期間の延長等により、変更証券又は変更契約台帳が発行された場合は、当該証券又は当該契約台帳の原本</li> </ul>	9. 保険証券、又は保険契約台帳	質権者又は譲渡担保権者が請求する場合には、保険証券又は保険契約台帳の原本（契約変更や保険期間の延長等により、変更証券が発行された場合には当該証券の原本）	
8. 質権者又は譲渡担保権者からの委任状又は同意書	質権者又は譲渡担保が設定されており、当該質権者又は譲渡担保権者以外の者が請求者である場合	10. 質権者又は譲渡担保権者からの委任状又は同意書	質権、又は譲渡担保が設定されており、当該質権者又は譲渡担保者以外の者が請求者である場合（様式任意） （保険証券番号、決済期限、対象金額、債務者名等の記載、及び当該質権者、又は譲渡担保権者の代表者の捺印押印が必要）	
		11. 上記1～10の提出書類に代わる資料、又は提出書類内容を補足する書類		
注：ただし、上記提出書類は日本貿易保険が認めた場合に限り他の書類で代替することができる。		注：ただし、上記提出書類は日本貿易保険が認めた場合に限り他の証明書類で代替することができる。		
別表4（第14条第1項第2号関係）		別表4（第14条第1項第2号関係）		
約款第3条第2号のてん補危険の場合の提出書類		約款第3条第2号又は第4号のてん補危険の場合の提出書類		
提出書類	備考	提出書類	備考	
1. 保険金請求書	別紙様式による保険金請求書、証券番号・決済期限毎に作成	1. 保険金請求書	証券番号・決済期限毎に作成	
2. 保険金請求経緯書	別紙様式による保険金請求経緯書	2. 保険金請求経緯書	別紙様式第11による保険金請求経緯書	
		3. 過去の取引状況確	保険金請求に係る船積日前6月間に決済期限	

新		旧		備考
3. 未決済の事実及び当該未決済額を確認できる書類	(1) 手形及び ILC 決済の場合は、銀行が発行する未決済額の確認可能書類等（銀行間の SWIFT 電文書類の写し等、銀行等からの取立や督促に対して不払いを確認できる書類） (2) 上記(1)以外の場合は、支払人が未決済額を確認した書類（債務確認書等）又は被保険者が未決済額を表明した書類	認書	が到来した取引の決済金額、支払日、支払金額、船積日を含む一覧表（様式任意）	
		4. 未決済及び当該未決済額を確認できる書類	(1) 手形及びILC決済等の場合は、銀行が発行する未決済額の確認可能書類等（銀行間の SWIFT電文書類の写し等、銀行等からの取立や督促に対して不払いを確認できる書類） (2) 支払人からの債務確認書等	
4. 保険事故を確認できる書類	(1) 約款第4条第1号、第2号、第4号、第5号、第6号又は第7号に該当する事由による保険事故については、当該規制及び措置に関する法令等当該事実を証する書類 (2) 約款第4条第3号に該当する事由のうち、支払国に起因する外貨送金遅延による保険事故については、対象契約の相手方が外貨送金に必要な手続を実施していることを証する書類（ローカル・デポジットの証明書の写し、外貨割当申請書の写し等） (3) 約款第4条第8号に該当する事由による保険事故については、その事実を報道した新聞記事の写し等当該事実を証する書類 (4) 約款第4条第9号に該当する事由による保険事故については、本邦外において生じた事由につき、その内容を証する書類	5. 保険事故を確認できる書類	(1) 非常危険の場合 ①ローカル・デポジットの証明書の写し ②外貨割当申請書の写し ③規制及び措置に関する法令等 ④その他日本貿易保険が特に認める書類 (2) 信用危険の場合 ①破産手続開始の決定については、現地裁判所の公告、破産管財人の決定等、手続きの開始を証明する書類 ②3月以上の債務の履行遅滞については、保険事故に係わる事実関係（不払いの理由、支払人等の現状）、支払人への督促状況を確認できる書類	
		6. 対象契約書等の写し	(1) SALES CONTRACT、SALES NOTE、ACCEPTANCE ORDER、PURCHASE ORDER、PROFORMA INVOICE等の対象契約の承諾・成立を確認できる書類の写し（契約当事者双方のサインを確認できるもの） (2) 個別契約の他に別途基本契約等がある場合には、当該契約書の写し (3) 保険契約締結後に対象契約の内容変更が行われた場合は、変更後の契約書の写し	
		7. 船積の内容等を確認できる書類の写し	B/L、インボイス等船積書類の写し（仲介貿易契約について、指図式のB/L（荷受人の表記が「To Order」のもの）を提出す	
5. 対象契約の成立及び内容を確認できる書類	(1) 対象契約書、発注書等の書類の写し（契約当事者双方のサインを確認できるもの） (2) 個別契約の他に別途基本契約等がある場合は、当該契約書の写し (3) 対象契約の変更が行われた場合は、変更後の契約書の写し			

新		旧		備考
6. 船積の事実及び内容を確認できる書類	B/L、インボイス等船積書類の写し		る場合は、B/L表面に加え、裏面の写し)	
7. 損失防止軽減義務の履行を確認できる書類	<p>以下に掲げる主な損失防止軽減措置を実施したことを証する書類</p> <p>① 支払人に対する支払の督促を確認できる書類</p> <p>② 保険の対象である債権を時効としない措置を取ったことを証する書類</p> <p>③ 保証人がいる場合は、保証人に対し保証の履行請求を行ったことを確認できる書類</p> <p>④ 担保権の設定がある場合は、担保権を行使したことを確認できる書類</p> <p>⑤ 対象契約上の債権保全に係る輸出者の権利を行使したことを確認できる書類</p> <p>⑥ 貨物の保全が可能な場合は、貨物を保全したことを確認できる書類</p> <p>⑦ 弁護士又は回収業者に債権の取立を依頼した場合は、当該取立を依頼したことを証する書類</p> <p>⑧ 対象契約の相手方について破産手続、会社更生手続、民事再生手続、特別清算手続又は当該国その他の外国の法令に基づく制度上これらに準ずる手続が開始された場合は、債権届出を証する書類及び（もしあれば）届出債権の認否を確認できる書類</p> <p>⑨ 法的措置を講じた場合は、当該措置の内容を証する書類</p>	8. 損失防止軽減義務の履行を確認できる書類の写し	<p>以下に掲げる主な損失防止軽減措置を実施したことを証する書類の写し</p> <p>①支払人に対する支払いの督促を確認できる書類</p> <p>②未払債権に対する請求権を時効としない措置を取ったことを証する書類（時効の中断を確認できる書類（支払督促、債務確認、弁護士等からの意見書（時効の中断を図る方策が取られたことを確認できる書類等））</p> <p>③保証人がいる場合には、保証人に対し保証の履行請求を行ったことを確認できる書類</p> <p>④担保権の設定がある場合には、担保権を行使したことを確認できる書類</p> <p>⑤債権保全のための対象契約の契約上の権利を行使したことを確認できる書類</p> <p>⑥貨物の保全が可能な場合には、貨物を保全したことを確認できる書類</p> <p>⑦非常危険の場合には、以下の書類</p> <p>(イ) 外貨送金規制の場合には、ローカル・デポジットが保全されていることに努め、これを確認できる書類</p> <p>(ロ) 外貨割当申請が必要な場合にはこれを行ったことを確認できる書類</p> <p>⑧信用危険の場合には、以下の書類</p> <p>(イ) 債権取立を業とする者又は弁護士等に債権の取立依頼をした場合は当該取立依頼を託する書類</p> <p>(ロ) 債権登録を行った場合（申請中の場合を含む。）は当該登録を証する書類</p> <p>(ハ) 債権者会議等の開催があった場合は、</p>	
8. 過去の取引状況を確認できる書類	保険金請求に係る船積日前6月間に決済期限が到来した取引がある場合は、船積日、決済期限、決済されるべき金額、入金日、入金金額を含む一覧表			
9. 保険証券又は保険	(1) 質権者又は譲渡担保権者が請求する場合			

新		旧		備考
契約台帳	は、保険証券又は保険契約台帳の原本 (2) 上記(1)において契約変更や保険期間の延長等により、変更証券又は変更契約台帳が発行された場合は、当該証券又は当該契約台帳の原本		当該会議等の進捗又は結論を説明する書類 (ニ) 返済計画、配当の計画、整理案等がある場合は、当該計画等を証する書類及び回収の履行状況を説明する書類 (ホ) 法的措置を講じた場合は当該措置の内容を証する書類	
10. 手形の写し	手形取引の場合（ユーザンス付き手形の場合は引受通知と共に提出のこと）			
11. 保証状の写し	ILC、L/G など支払保証付き案件の場合	9. 保険証券、又は保険契約台帳	(1) 質権者又は譲渡担保権者が請求する場合には、保険証券又は保険契約台帳の原本 (2) 上記(1)において契約変更や保険期間の延長等により、変更証券が発行された場合には当該証券の原本	
12. 質権者又は譲渡担保権者からの委任状又は同意書	質権又は譲渡担保が設定されており、当該質権者又は譲渡担保権者以外の者が請求者である場合	10. 一部入金がある場合の入金額を確認できる書類	銀行が発行する入金の確認可能な書類等	
13. 代金回収不能貨物の処分に係る回収費用を確認できる書類	主な費用は、以下のとおり。 代金回収不能貨物の処分・転売費用（倉庫保管料、転売のための再加工費用（梱包・運送費・保険料を含む））	11. 決済金額及び決済期限が確定していることを確認できる書類の写し	中長期案件の場合、貿易一般保険約款に基づく「決済金額及び決済期限等確定の通知」の写し	
14. 他の保険の請求状況を確認できる書類	同一の対象契約について、日本貿易保険との間で別の保険契約が締結されている場合又は民間損害保険会社との間で貿易保険と同様な補範囲となる保険が重複して契約されている場合は、その契約内容を確認できる書類（ただし、海上保険については対象外）	12. 支払保証付き案件の場合、保証状の写し	ILC、L/G など支払保証付き案件についてその写し	
注：ただし、上記提出書類は日本貿易保険が認めた場合に限り他の書類で代替することができる。		13. 手形の写し	手形取引の場合（ユーザンス付き手形の場合は引受通知と共に提出のこと。）	
		14. 質権者又は譲渡担保権者からの委任状又は同意書	質権、又は譲渡担保が設定されており、当該質権者又は譲渡担保権者以外の者が請求者である場合（様式任意） （保険証券番号、決済期限、対象金額、債務者名等の記載、及び当該質権者、又は譲渡担保権者の代表者の捺印押印が必要）	
		15. 代金回収不能貨物の処分に係る回収費用を確認できる	主な対象費用は、以下のとおり。 ・代金回収不能貨物の処分・転売費用（倉庫保管料、転売のための再加工費用（梱包・	

新	旧		備考
	書類	運送費・保険料含む。))	
	16. 他の保険の請求状況を確認できる書類	同一の対象契約について、日本貿易保険と別の保険契約を締結している場合、又は民間損害保険会社により貿易保険と同様なてん補範囲となる保険を重複して契約している場合は、その契約内容を確認出来る書類（ただし、海上保険については対象外）	
	17. 上記1～16の提出書類に代わる資料、又は提出書類内容を補足する書類		
	注：ただし、上記提出書類は日本貿易保険が認めた場合に限り他の証明書類で代替することができる。		

別表5（第14条第1項第3号関係）		別表5（第14条第1項第3号関係）		
約款第3条第3号のてん補危険の場合の提出書類		約款第3条第3号のてん補危険の場合の提出書類		
提出書類	備考	提出書類	備考	
1. 保険金請求書	別紙様式による保険金請求書、証券番号・事故発生日・事故確定日毎に作成	1. 保険金請求書	証券番号・決済期限毎に作成	
2. 保険金請求経緯書	別紙様式による保険金請求経緯書	2. 保険金請求経緯書	別紙様式第11による保険金請求経緯書	
3. 損失計算書	保険金請求書記載の運賃、保険料、その他（倉庫保管料、検査料等）の各々の内訳額について記載のこと	3. 損失計算書	保険金請求書記載の海上運賃、海上保険料、その他（倉庫保管料、検査料等）の各々の内訳額について記載のこと（様式任意）	
4. 増加費用の支払を確認できる書類	船会社や損害保険会社等からの請求書及び支払を確認できる書類等	4. 増加費用の支払関係書類	船会社や損害保険会社等からの請求書及び支払を確認できる書類等	
5. 保険事故を確認できる書類	増加費用発生の原因となった事由を証する書類（船会社等からの連絡書類等）	5. 保険事故の内容を証する書類	増加費用発生の原因となった事由を証する書類（船会社等からの連絡書類等）	
6. 対象契約の成立及び内容を確認でき	(1) 対象契約書、発注書等の書類の写し（契約当事者双方のサインを確認できるもの）	6. 船積みを証する書類	B/L、インボイス等の写し	

新		旧		備考
る書類	(2) 個別契約の他に別途基本契約等がある場合は、当該契約書の写し (3) 保険契約締結後に対象契約の変更が行われた場合は、変更後の契約書の写し	7. 対象契約書等の写し	保険契約締結後に対象契約の内容変更が行われた場合、変更後の契約書の写し	
7. 船積の事実及び内容を確認できる書類	B/L、インボイス等船積書類の写し	8. 上記1～7の提出書類に代わる資料、又は提出書類内容を補足する書類		
注：ただし、上記提出書類は日本貿易保険が認めた場合に限り他の書類で代替することができる。		注：ただし、上記提出書類は日本貿易保険が認めた場合に限り他の書類で代替することができる。		